平成２４年（フ）第２９８号
大阪市住吉区上住吉２丁目３番32号
債務者　岡　　利彰
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１号
大阪市平野区平野市町１丁目１番35号　ベルメゾン都304号
債務者　更谷　勝利
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３号
大阪市浪速区敷津西１丁目６番４―804号
債務者　岡村　美佳
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０９号
大阪市淀川区塚本４丁目１番４号　ブルーバール塚本Ⅱ602号
債務者　後藤加奈こと　高　　金子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１２号
大阪市生野区舎利寺１丁目10番５号
債務者　村上　利佳（旧姓寺嶋）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１号
広島県庄原市比和町木屋原695番地２
債務者　橋井　友明
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第７５７号
埼玉県春日部市東中野1520番地４
債務者　飯浜千鶴子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
千葉県白井市南山１丁目９番４棟105号
債務者　小原　　忍
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４５４号
千葉県四街道市栗山1083番地23　マロンハイツＦ102
債務者　山田　美華
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４５６号
千葉県成田市三里塚御料１番地235　月岡荘アパート４号
債務者　弘中　勝已
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４６１号
千葉県四街道市さちが丘２丁目３番４号
債務者　川崎　修也
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　７棟102号
債務者　小林　由佳（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７８号
千葉県富津市下飯野261番地１
債務者　鈴木美由紀（旧姓金）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８２号
千葉県木更津市清川２丁目２番17号
債務者　山名　崇之
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１９６号
千葉県木更津市清見台１丁目４番18号
債務者　三輪　光雄
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６５２号
高知県香南市赤岡町1940番地　市営住宅青木団地４号
債務者　橋本　益佳
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７０６号
高知市朝倉丙514番地１　ノーブルハイツ303号、住民票上の住所高知県須崎市安和617番地８
債務者　土居真一郎
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高知地方裁判所破産係